**交付方法希望票**

年度途中退職者用

東京都職員共済組合理事長　殿

任意継続組合員証の交付方法について、以下のとおり希望します。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 希望する交付方法  （希望する方に○） | **資格担当窓口交付** | **所属所交付** |
| 所属所名 |  | |
| 組合員番号 |  | |
| 組合員氏名 |  | |

**＜注意事項＞**

**初回分の任意継続掛金の払込期限は、退職日の翌日から１９日以内です。**

**払込期限までに払い込まないと任意継続組合員になれません。**

**（１）所属所交付の場合**

・資格担当窓口交付と比べて手続に時間を要するため、**退職日の７日前（土・日・祝日、年末年始を除く。）まで**に、退職時の所属所から**資格担当に申請書類が到着**するよう、送付してください。

**（２）資格担当窓口**（**東京都庁第一本庁舎北塔39階**）**交付の場合**

・**退職日の３日前（土・日・祝日、年末年始を除く。）まで**に、退職時の所属所から**資格担当に申請書類が到着**するよう、送付してください。**組合員が申請書類を持参して資格担当窓口に来庁されても、資格担当ではすぐに手続できません。**

・第一本庁舎１階の取扱金融機関（「みずほ銀行」と「ゆうちょ銀行」）の窓口営業時間を考慮して、資格担当窓口には、**開庁日の午前９時から午前１１時まで又は午後１時から午後２時まで**の来庁をお願いしています。

・掛金の払込みを「みずほ銀行」又は「ゆうちょ銀行（現金払いを除く※）」で行う場合は、払込者の手数料負担はありません。（**※ゆうちょ銀行の料金改定により、「現金」で払い込む場合は別途手数料が必要**となりました。）前記以外の金融機関で払込みをする場合は、手数料が必要です。